明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九八）　一

〔告　示〕

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**二二六）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**二二七）　六

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（**同**二二八）　八

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**同**二二九）　一〇

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（**同**二三〇）　一〇

○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**三三）　一〇

○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（**同**三四）　一二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
弁理士登録関係　四

地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　四

会社その他　四

会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第九十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十四日

厚生労働大臣　武見　敬三